

スペイン史学会会員ならびに関係者の皆様へ

当会発行の『スペイン史研究』第 18 号(2004 年 12 月発行)の一部に落丁があることが判明いたしました。

落丁の内容は、同号に掲載された椎名浩氏の論文「カトリック両王時代のカスティーリャ王国における国王直轄官職の社会的諸側面に関する一考察ーディエゴ・デ・メルロの遺言状(1482 年)を中心にー」の中の、21 ページと 24 ページが空白になっているというものです。

落丁という事実および、刊行から約 10 年経過するまで看過していたことに関して、執筆者の椎名氏、会員および関係各位に深くお詫び申し上げます。

当会としては、以下のように対応させていただきます。

- ①当会ホームページ(<http://www.sjhe.org>)上において、当該箇所の PDF を掲載します。(次ページ以降をご参照ください)
- ②大学図書館などに所蔵されている号に落丁があった場合、お申し出いただければ、当該箇所のコピーを送付させていただきます。

大変お手数ではございますが、会員の皆様におかれましては、ご所蔵の号に落丁がないか、また大学など研究機関にお勤めの方は、ご勤務先の図書館に所蔵されている号に落丁がないかをご確認いただければ幸いに存じます。もし落丁があった場合、当会事務局までご連絡いただければ、速やかに対応させていただきます(事務局のメールアドレス: info@sjhe.org)。

このたびは、大変ご迷惑・ご心配をおかけしまして、まことに申し訳ございませんでした。引き続き当会の活動にご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2015 年 1 月 スペイン史学会委員会

(カスティーリャ王国においては各都市の参事会員 *regidor*, *veinticuatro*, 判事 *alcalde* らをその典型とする)⁶⁾との関わりで取り上げられ、利用されることが多い。その点この遺言状は、その作成にあたっての事情から、都市に派遣された直轄官僚が、本来の地盤とは別の着任先で培った、様々な人的ネットワークや財産の形成の一端を垣間見せ、保有官職に比べてその担い手に即した諸側面がつかみにくいコレヒドールについて、興味深い情報を提供するものとなっている⁷⁾。

反面、遺言状のこうした特色はまた、そのもたらす情報の限定性をも示している。すなわち、最初に述べたように、そこには原則として相続分の遺産については言及されず、したがって、同史料からメルロが形成した財産の全体像を知ることはできない。

本稿で使用する遺言状のテキストは、1981年に A. エレラ・ガルシア(以下「翻刻者」と記)が翻刻紹介したもの⁸⁾であり、これは1804年に写しが作られ、1532年にゴンサロ・パントーハとフアナ・デ・メルロ(ディエゴの娘あるいは孫と思われる)の夫妻に設定された長子相続財産 *mayorazgo* の帰属をめぐる、アルクディア伯爵夫人とカストロモンテ侯とのあいだに生じた訴訟の関係文書に添付されて、マドリードの国立文書館に保存されていたものである⁹⁾。以下、遺言状の項目番号、原文、ページ数はこの翻刻のものである。また翻刻者によれば、2項および3項で言及されている金額は写本作成時の誤りがあり、実際には1,000単位で解釈するのが妥当(例えば「2マラベディ」と記されていれば2,000マラベディ)であるということであり¹⁰⁾、本稿もそれに従う。

なお、遺言状で頻繁に用いられている語 *mandar* は、本稿では文脈によって「遺言する」「遺贈する(個人向け)」「寄付する(自治体他世俗の団体向け)」「寄進する(教会、修道院他聖界団体向け)」と表現して引用する。

その他本稿では、前稿に引続き『カトリック両王セビーリャ市会文書集』¹¹⁾(以下『文書集』と記)をはじめとした同時代の史料の記事も参照する。

以下、遺言状から、ディエゴ・デ・メルロの任地での職務遂行を可能にした基盤と資質(II章)、実

際の職務遂行のありかた(III章)、官職に任用されたことが彼自身とその家門に与えた影響(IV章)をうかがわせる記事を紹介する。ただし、記事の分類は便宜上のものであり、記事がもたらす情報はしばしば複数の範疇にわたっている。

II ディエゴ・デ・メルロの人的ネットワーク、資質、メンタリティ — 国王官職遂行の基盤となりえたもの

ディエゴ・デ・メルロが、派遣先のコルドバ、セビーリャで国王役人として活動するにあたり、コレヒドール、アシステンテとしての職務権限以外に権力基盤となりえたもの—換言すれば、それらの権限が実際の局面において多少とも有効に機能するのに寄与したもの—は何であったのか。彼の肩書きに学位(得業士 *bachiller*, 学士 *licenciado*, 博士 *doctor* 等)への言及がないことに端的に現れるように、近世官僚の資質として重視される法学の知識・訓練とこれに由来する実務能力という要素は小さなものであったようであり、その意味で彼は「文官」タイプの役人とはみなしにくい。メルロにおいては、

1. 国王官職への着任以前から、彼が広くアンダルシア地方に有していた政治的影響力と人脈(上位の人的ネットワーク)
2. 彼に付随して着任先に持ち込まれた、また彼が着任先で培った様々な人間関係(対等ないし下位の人的ネットワーク)
3. レコンキスタ以来の戦士のメンタリティと軍事的資質

の3要素が大きかったように思われる。なお、遺言状の記事は、人間関係等の存在についてはうかがわせるものの、それがメルロの職務遂行にどう影響したかについては限られた情報しか提供しないし(III章参照)、着任先の特定の人物・集団との緊密な関係は、ある問題の処理には有利に作用しえた反面、別の局面では対立を引き起こして職務の遂行にマイナスに作用したと想像される。そのあり方については、他の史料の情報をもとに具体的な事例に即して検討する必要があり、これは今後の課題としたい。

3 戦士のメンタリティ

奴隷の所有は当時のカスティーリャ社会に一般的な現象であった——ことにセビーリャは同国有数の「奴隷拘束社会」を形成していた²⁵⁾——が、メルロにとって戦争奴隷の獲得は、異教徒との戦いに従軍して王権に奉仕した証しでもあり、その戦士のメンタリティとも密接に関連するものであった。25項では、アルアマでの武運長久の感謝のために、サンチャゴ、グアダルーベ、セビーリャの各教会に、「吊るすための銀の鎖のついた、銀製の町の模型3つ tres pequeñas villas de plata con su cadena de plata para se colgar」を奉納し、その費用をアルアマ出身の奴隷を売却して捻出するよう述べられている(p.165)。このうち、在住地セビーリャは別にして、サンチャゴ、グアダルーベはいずれもレコンキスタの価値観と密接に関連した地である。11項では、彼が同地の戦陣に携えた上着と剣が奴隷と思しき人物に遺贈され²⁶⁾、また上で一部触れたように、数カ所で捕虜の買戻しのための寄進に言及されている(2, 8, 23, 28項)ことも、レコンキスタの終幕に立ち会ったカスティーリャ下級貴族の価値観の一端をうかがわせる。コレヒドールという「近世的な」官職の遂行が、こうした中世的メンタリティを引き継ぐ人物が王権に奉仕し栄誉を満足させるための回路として機能していたとすれば、この時代のカスティーリャ王権のあり方を考えるうえで興味深い。

III 職務遂行に関する記事

情報量は少ないものの、遺言状には、メルロが国王役人として着任していた際の職務の遂行振りについての記事も見られる。遺言状の作成がセビーリャでの任期中であったこと、コルドバの着任期間が短かったことなどが影響してか、コルドバでの職務遂行に関する記事は見られず、記事はもっぱらセビーリャでのアシステンテとしての活動に関わるものとなっている(本章で言及される地名は、特に断らない限りセビーリャ属域の町村である)。また史料の性格上、記事の大部分は、彼の職務に関わる費用の負担や返済に関わるものとなっている。

13項では、メルロの下級役人として活動した人物への俸給の支払いについて述べられている。副官バ

ブロについては、1481年11月頃からセビーリャの王城を預かる職に就いたけれども、最初の2カ月間は同市に不在であったので、翌年1月以降任務についていた期間の俸給に相当する額を、年額3万マラベディを基礎に計算し、加えて布地を与えるよう述べられている。また得業士セラーノに対しては、彼が同地を離れたときまでの俸給として1万マラベディと布地を与えるように述べられている。またバエサの得業士については本人とともに俸給の計算を行い、しかるべき額と「彼が地元に戻らざるをえないなら、さらに5,000マラベディ y más cinco mil mrs, si se oviere de ir a su casa」, 加えて一切れの布を与えるよう述べられている(p.163)。

この記事を見ると、下級役人の俸給はアシステンテの俸給から支払われる原則であることがうかがわれ、なんらかの原因で支払いが滞っていたか、メルロ自身の状況(健康状態)を考慮して、遺贈という形で処理されたものと思われる。また、その人選は在地からの選出というより外部からの派遣ないし招聘によるものであったこと、そのうちの何人かは法学位を有していて、メルロの資質を補完する役割を担っていたことがうかがえる。

16項では、得業士セラーノがセビーリャ市で扱った罰金について持っている収入「1万7,000マラベディから2万マラベディの間、これについては調べるように」、および、カスティル・デ・ラス・グアルダス Castil de las Guardas のアルバキア albaquía (徴税請負人が定められた額を納められなかった不足分を徴収したもの)収入から委託された8,000マラベディ、合わせて2万8,000マラベディあまりを、自分が「橋の管理を任されている人物に、これを補強するために al que tiene el cargo de la puente para la adobar」渡した件について——その額の中には、歳出入監督官 mayordomo のファン・デ・セビーリャ Juan de Sevilla の所有であった何頭かの去勢牛が、橋の補強のために売られる必要があった際、それを自分が買い受ける際に負った借金も含まれているという——、「それらは本来持っていたものに渡され、分配されるべきところに従って分配されるべき que sean vueltos adonde se ovieron e que se destrubuyan en lo que se habían de destrubuir」